

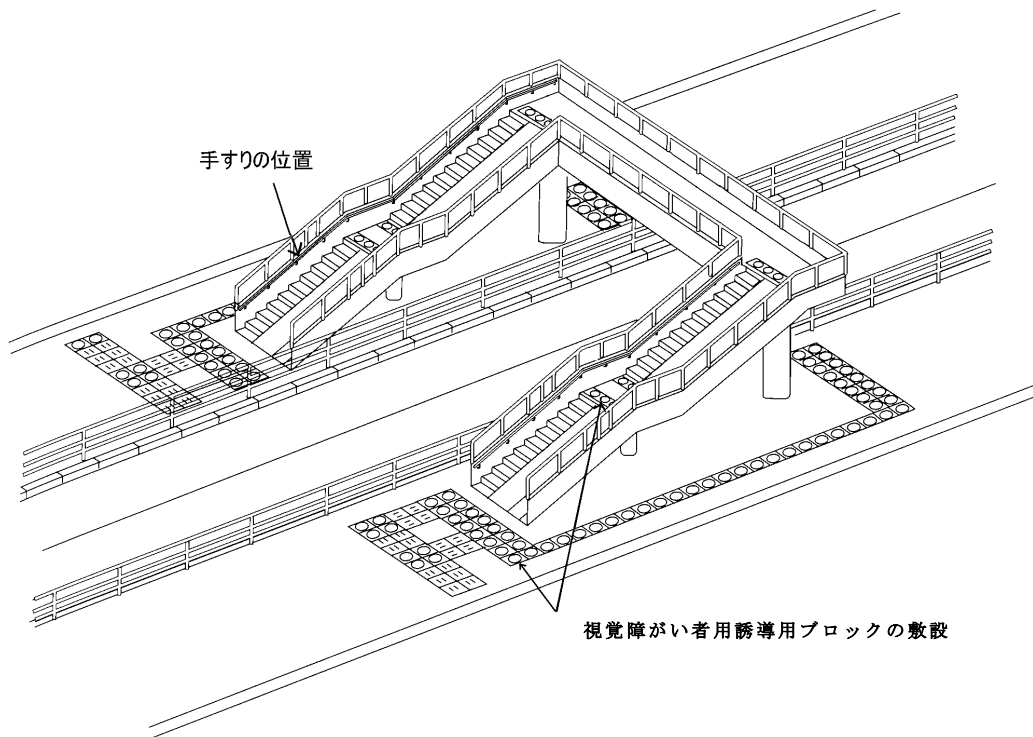
5 歩道橋・地下道

- 障がい者、高齢者等の利用が多く見込まれる箇所での立体横断施設は、可能な限り利用に配慮した構造とする。

(配慮すること)

- ① 階段、踊り場には手すりを設け、障がい者等の安全の確保をする。
- ② 階段は、できるだけ緩やかなこう配とし、途中でこう配を変更しない。
- ③ 車いす使用者が利用できるように、できる限りスロープを設置する。
- ④ 階段の始点・終点および踊場に、視覚障がい者用誘導用ブロックを設置する。
- ⑤ エレベーター、エスカレーターを併設する。

立体横断施設の例



6 道路の付帯設備

《郵便ポスト》

- ① 差し出し口の高さは、100cm～120cmとする。
- ② 車いすで近付けるように、下部に高さ35cm、奥行き20cm以上のスペースを設ける。

《音響信号機》

- ① 主要な横断歩道には、歩行者用信号機に音響信号機を併設する。
- ② 音響信号機の音源は、横断歩道の両端に設け、横断歩道の中心線より外側に設置する。
- ③ 押しボタン式信号機のボタンは、高さ100cm程度とし、点字による表示を設ける。